



地域会会報からの転載

北から南から

事前聴取は調査が前提

平成24年7月16日発行

事前聴取を減らして 調査省略めざそう

事前聴取は調査が前提

必要がある。

立知支部
中浦孝一

書面添付制度は、税務当局における税務調査が必要とされた納税者に対する調査の事前通知を行つて、疑問点等について事前に税理士に対して意見聴取を行うことにより、申告内容に問題がないと判断された場合で、税務当局が調査の必要ないと判断されるものである。つまり、調査を前提としてのものである。

事前聴取が行わるということとは、税務当局が申告書内容を検討し、漏れ等が必要と判断されたため、申告書内容の疑問点等について事前聴取してきたものと考えられるから、書面添付を行ふ場合には、事前聴取をするまでもなく、専門家による意見聴取が行なわれると思われる。

事項について詳細に記載しておくことは、自分が税務職員だけではなく、専門家として今後も書面添付に決算書や勘定科目内訳書、事業概況書等を検討して、何について税務調査が省略されるものである。つまり、調査を前提としてのものである。

事前聴取が行わることによれば、申告書を作成し提出することは、結果として、税務当局および納税者は調査省略につながるものと思われる。

いて記載しておく必要がある。

詳細な記載と資料添付が望ましい

このような場合には、「証憑類（契約書・請求書・納品書・領収書等）により検討を行つたが、適正に処理せられていた」というような一般的な記載のみではなく、勘定科目との特別な動きがある事項については、別紙を使ってでも詳細に記載することが大事である。

重要なのは翌月巡回監査での対応

書面添付において重要なことは、明瞭に記載（場合によっては、証憑類の写しを添付）されなければ事前聴取をするまでもなく専門家事項が解説されることになる。ひいさんは調査省略につながるものと思われる。

添付」を行うことにより、正しい申請書を作成し提出することは、結果として、税務当局および納税者は調査省略につながるものと思われる。

者からの信頼を高めるものであり、TOKYU会員として今後も書面添付の増加に努めていきたい。

では、税務局における調査先の申告書内容の疑問点として、内容を確認し正しく処理を検討、指導することが必要である。決算書作成時点まで内容確認を引延ばさない。

よって、書面添付において異常な数値や通常以外の動きについても、申告書内容の疑問点として内容を確認したい事項として提示されることが十分に考えられる。

数値や通常以外の動きについても、異常な

翌月巡回監査に基づき「書面